

新型コロナウイルス感染症に関連した保障（補償）のお取り扱いについて

【生命共済制度】

○保険金

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合に災害保険金お支払い対象となります。
(死亡保険金+災害保険金)

○災害保険金・災害高度障害保険金の支払要件

対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合。※医師の診断を必要とします。

○対象期間

- ・これからご請求いただく場合：適用になります。
- ・これまでに支払事由に該当した場合：遡及して適用となります。

○お支払い例

生命共済制度 新型コロナウイルス感染症による死亡の場合

1口あたり 250万円（死亡保険金+災害保険金）

※参考：通常（病気による）死亡保険金50万円（死亡保険金）

【問合せ先】

〒242-0021 大和市中央5-1-4

大和商工会議所

TEL：046-263-9112

【共済制度引受会社】

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3

相模原商工会議所本館2F

アクサ生命保険株式会社 相模原営業所

TEL：042-755-6487

詳しくはアクサ生命ホームページ (<https://www.axa.co.jp/>)

【神奈川県福祉共済協同組合】

○入院共済金に関するお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院共済金のお支払い対象となる疾病に該当いたします。

検査の結果、「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で入院された場合は、入院共済金のお支払い対象となります。

また、医療機関の事情等により、医師の指示で、ご自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等の滞在型施設）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院共済金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

○対象となる共済制度名

- ・生命医療共済Ⅰ・Ⅱ『ベストニーズⅠⅡ』
- ・生命医療共済（シニア選択緩和型）『シニアガード』
- ・大黒柱 休業支援共済Ⅱ

※ご契約内容によっては、入院共済金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合がございます。

【問合せ先】

神奈川県福祉共済協同組合

TEL：045-228-0774

<https://www.fukushikyosai.or.jp/>

【日本商工会議所保険制度】

○業務災害補償プラン

政府労災で認定された業務・通勤による精神障害、脳、心疾患などの疾病（新型コロナウイルス含む）などを補償

詳しくは、<https://hoken.jcci.or.jp/occupational-accident> をご覧ください。

○休業補償プラン』

就業外での病気（新型コロナウイルス・新型インフルエンザ含む）・ケガまで補償（国内外問わず、365日24時間補償）

<保険金支払い例>

新型コロナウイルス感染症を発症し、入院と自宅療養の期間、働けなくなった。

詳しくは、<https://hoken.jcci.or.jp/leave-compensation> をご覧ください。

【かながわ県民共済】

○死亡共済金・入院給付金等のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・入院等をされた場合は、不慮の事故による死亡共済金・入院給付金等のお支払い対象としてお取り扱いいたします。

これまでに同感染症を直接の原因として支払事由に該当された場合も対象となります。

○入院に関するお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症を直接の原因とした入院給付金のお支払いについて、新型コロナウイルス感染症（陽性）と診断され、医療機関の事情などにより、臨時施設等（指定されたホテル等）または自宅にて治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取り扱いいたします。

ご請求に関しましては、下記のダイヤルにお電話ください。

TEL：0120-371066

月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

かながわ県民共済HP

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>